平成28年６月13日

株　主　各　位

第32回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項
（法令及び定款に基づくみなし提供）

法令及び当社定款第13条に基づき、第32回定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、当社ウェブサイト(アドレス　http://www.uoriki.co.jp/)に掲載することにより、当該提供書面から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

１．事業報告の以下の事項
　　（１）直前３事業年度の財産及び損益の状況
　　（２）主要な事業内容
　　（３）主要な事業所
　　（４）使用人の状況
　　（５）主要な借入先の状況
　　（６）株式の状況
　　（７）新株予約権等の状況
　　（８）社外役員に関する事項
　　（９）会計監査人の状況
　　(10) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
２．連結計算書類の以下の事項
　　（１）連結株主資本等変動計算書
　　（２）連結注記表
３．計算書類の以下の事項
　　（１）株主資本等変動計算書
　　（２）個別注記表

株 式 会 社　　魚　　力

１．事業報告

(1) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第　29　期 平成25年３月期	第　30　期 平成26年３月期	第　31　期 平成27年３月期	第　32　期 (当連結会計年度) 平成28年３月期
売上高	24,847	26,580	28,478	30,273
経常利益	1,062	1,593	1,640	1,480
親会社株主に帰属する当期純利益	595	851	1,143	1,039
１株当たり当期純利益	40.71円	59.57円	80.62円	73.77円
総資産	16,170	16,297	17,975	17,676
純資産	13,416	13,585	14,796	14,113
１株当たり純資産額	918.90円	955.26円	1,035.80円	998.98円

（注）１．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
３．１株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

②　当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第　29　期 平成25年３月期	第　30　期 平成26年３月期	第　31　期 平成27年３月期	第　32　期 (当事業年度) 平成28年３月期
売上高	22,082	22,478	23,721	24,783
経常利益	985	1,398	1,460	1,293
当期純利益	494	744	1,033	964
１株当たり当期純利益	33.81円	52.10円	72.86円	68.39円
総資産	16,037	16,036	17,432	16,637
純資産	13,496	13,540	14,536	13,961
１株当たり純資産額	925.48円	954.38円	1,024.58円	996.12円

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(2) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
小売事業	鮮魚（冷凍品、加工品、塩干魚、鮮魚惣菜等含む）、寿司の小売販売
飲食事業	寿司飲食店、海鮮居酒屋の経営
卸売事業	国内外食品スーパー、飲食店、食品メーカー等への魚介類卸売

(3) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当社

イ．本社　　東京都立川市曙町二丁目８番３号

ロ．店舗　　総数69店舗

東京都 35店舗	立川ルミネ店、小岩店、吉祥寺店、三鷹店、東大和店、あきる野店、亀有店、高島平店、渋谷東急東横店、目黒店、◎練馬駅店、○立川北口店、北千住店、○昭島モリタウン店、○立川南口店、△渋谷サーモンスクエア店、◎花小金井店、池袋店、蒲田店、◎大手町店、渋谷東急本店、□東京駅店、東京ソラマチ店、八王子店、魚力市場昭島店、□かげん渋谷東急東横店、東小金井店、□Sushi力蔵武蔵小金井店、※品川店、※大泉学園店、※立川立飛店、※□Sushi力蔵上野店、※渋谷シンクス店、※二子玉川店、※□かげん町田店
埼玉県 11店舗	大宮店、草加店、新越谷店、所沢山口店、せんげん台店、飯能店、川越店、西川口店、鴻巣店、上尾店、※浦和店、（北上尾店）
千葉県 7店舗	稲毛店、□津田沼店、新浦安店、□海浜幕張店、魚力市場四街道店、※□Sushi力蔵舞浜店、※□かげん船橋店
神奈川県 12店舗	海老名店、小田原店、川崎店、久里浜店、青葉台店、横浜店、二俣川店、武蔵新城店、あざみ野店、港北店、武蔵小杉店、※たまプラーザ店
山梨県 1店舗	甲府店
愛知県 3店舗	名古屋丸栄店、一宮店、名古屋名鉄店

（注）１．※は当事業年度中に開店した店舗であります。
２．（ ）は当事業年度中に閉店した店舗であります。
３．△は鮭の専門小売店であります。
４．□は寿司の専門小売店であります。
５．◎は寿司飲食店であります。
６．○は海鮮居酒屋であります。

② 子会社

ウオリキ・フレッシュ・インク	アメリカ合衆国
株式会社大田魚力	東京都大田区

(4) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
小売事業	334名	13名増
飲食事業	15名	３名減
卸売事業	15名	１名増
報告セグメント計	364名	11名増
その他	１名	－
全社（共通）	45名	１名増
合計	410名	12名増

（注）１．使用人数は就業員数であり、嘱託社員52名、パートタイマー及びアルバイト638名（１人８時間換算）は含まれておりません。
２．「全社（共通）」として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
395名	11名増	40.4歳	14.0年

（注）１．使用人数は就業員数（子会社への出向者を除く）であり、嘱託社員51名、パートタイマー及びアルバイト625名（１人８時間換算）は含まれておりません。
２．使用人数には、使用人兼務取締役は含まれておりません。

(5) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

(6) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　58,480,000株
② 発行済株式の総数　14,620,000株
③ 株主数　25,544名
④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社山桂	5,124千株	36.63%
三上和美	621千株	4.44%
株式会社みずほ銀行	400千株	2.86%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	400千株	2.86%
魚力社員持株会	274千株	1.95%
株式会社ヨンキュウ	250千株	1.78%
山田勝弘	240千株	1.71%
伊藤繁則	200千株	1.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	138千株	0.98%
明治安田生命保険相互会社	100千株	0.71%
山田貴史	100千株	0.71%

（注）１．当社は、自己株式を632千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(7) 新株予約権等の状況

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		平成27年７月31日
新株予約権の数		148個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　14,800株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　100円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　148個 目的となる株式数　14,800株 交付者数　103名
	子会社の役員及び使用人	－

（注）１．新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

２．新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

３．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	本　多　広　和	平成27年６月26日に社外監査役を退任し、社外取締役に就任しております。社外監査役退任以前に開催された取締役会（３回）及び監査役会（５回）の全てに出席しております。社外取締役就任以降に開催された取締役会（11回）のうち10回に出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取　締　役	岩　﨑　哲　也	平成27年６月26日就任以降に開催された取締役会（11回）の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監　査　役	根　岸　功　生	平成27年６月26日就任以降に開催された取締役会（11回）及び監査役会（10回）の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監　査　役	加　藤　　勲	当事業年度に開催された取締役会（14回）及び監査役会（15回）の全てに出席し、警視庁での豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	鶴　巻　康　枝	平成27年６月26日就任以降に開催された取締役会（11回）及び監査役会（10回）の全てに出席し、主に弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(9) 会計監査人の状況

① 名称　　ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の子会社であるウオリキ・フレッシュ・インクは、EOS ACCOUNTANTS LLPの監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は､会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的といたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(10) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款を遵守し、コンプライアンスの推進に関しては取締役・従業員がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ職務執行にあたるよう会議及び研修等を通じて指導する。

「魚力行動規範」を定め、これをコンプライアンス体制の基盤とするとともに、この規範に則り社会的責任を果たす。

また、重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに管理部に情報が集約され、経営会議に対して報告がなされ適切に対応する。

また、法令、社内規程並びに「魚力行動規範」を逸脱した行為の内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン規程」を制定し、社内外から広く情報を集め、不正行為について適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行、意思決定に関しての情報の保存及び管理は、文書の作成、保存及び廃棄を定めた「文書保存規程」により行う。また、情報の管理については「情報管理規程」により対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制としては、その基本的枠組みとして、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する管理と事故発生時の対応等について定めている。

具体的には、法的規制等については、各事業部門がそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

個人情報保護法に関しては、「個人情報管理規程」に基づき経営企画室及び管理部が中心となって対応する。

商品に関しては、品質管理担当部門が当社販売商品の安全性確保、品質向上について定期的に点検、見直しを行うものとする。

更に、毎月１回開催する取締役と労働組合との「労使協議会」や、各部門の責任者及び労働組合参加のもと定期的に開催する「安全衛生委員会」にて、労働環境の改善や労働安全に取り組む。

また、不測の事態が発生した場合に備え「緊急事態対策規程」を定め、その事態の大きさにより緊急事態対策本部を設置し、迅速的な状況把握と適切な対応、並びに被害を最小限に食い止める体制をつくるとともに、事業継続が可能な体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な決定事項については、原則として毎月１回開催する定時取締役会において決定する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。

また、会社の業務執行にあたっては、取締役会の決議により各取締役へ業務委嘱を行う。

業務の運営については、事業環境を踏まえ年度予算を立案し全社的な目標を設定する。各部門においてはその目標に向け具体策を立案し実行する。その実行状況については、原則として毎月２回開催する経営会議において随時報告を行い、対応を必要とする重要な事項に関しては、慎重かつ迅速に対策の意思決定を行う。

⑤　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務効率、コンプライアンス等全てについてグループとしての管理体制とし、その経営理念、政策方針を子会社にまで周知し、これに基づき会社ごとに具体的施策を策定させる他、子会社の内部統制の構築について支援・指導する。

子会社の業務執行に関しては「関係会社管理規程」に基づき管理し、子会社はその執行状況について定期的に当社へ報告するものとする。なお、子会社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼす重要案件については、事前に当社の承認を得るものとする。

また、子会社の業務の状況については、内部監査室が定期的に監査を行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社の規模から監査役の職務を補助すべき従業員は当面置かないが、必要に応じて内部監査室及び関連する部門のスタッフが監査役から調査の委嘱を受け、監査役の補助を行うものとする。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に、常勤監査役は経営会議をはじめその他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役及び従業員は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し出席を依頼するものとする。

各取締役は、取締役会にて四半期に１回、業務委嘱事項に係る執行状況についての報告を行う。また、当社及び子会社の取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、取締役・従業員による違法または不正な行為を発見したとき、その他、監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

なお、従業員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に担当する部門のリスク管理体制について報告する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、また、内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れるようにする。

なお、監査役は、当社の会計監査人であるひびき監査法人からの会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなど連携を図れるようにする。

また、企業の不祥事が発生した場合については、その原因追及、損害の拡大防止、早期収束、再発防止などを図るため、監査役は必要に応じて取締役に調査委員会の設置を求める。また、調査委員会の独立性・中立性・透明性を確保する必要がある場合、監査役は監査役会の協議を経て、取締役に対して外部の独立した弁護士等を構成員とする第三者委員会の設置を勧告、あるいは必要に応じて立ち上げる。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

また、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制の整備

代表取締役社長は、当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法をはじめとする関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制を構築するとともに、その維持・改善に努める。

また、事業年度ごとに金融商品取引法に基づく内部統制報告書としてとりまとめ、取締役会に報告する。

内部監査室は、内部監査活動の一環として財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、代表取締役社長に報告する。

また、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況に是正・改善の必要がある場合については、関連部署は速やかに対策を講じる。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係を含め決して関わりを持たない。

また、不当な要求に対しては、対応を管轄する部署を管理部と定め、警察・弁護士等外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

改正会社法が施行された、平成27年５月１日以降11ヶ月間の運用状況の概要は次のとおりです。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・経営理念や行動規範を踏まえ、毎年「経営目標」を設定し年度の会社方針を定め、３月に政策発表会を開催し、翌年度の方針として社長より説明しております。
また、平成27年度につきましては、４つの目標のひとつに「リスクマネジメントの改革」を掲げ、具体的な取り組みとして、長時間労働やメンタルヘルスなどの労働環境リスクへの対応や、コンプライアンス意識の醸成による行動規範の遵守、並びに法令遵守と事故の起きない体制づくりに取り組んでまいりました。
・取締役及び従業員の行動指針である「魚力行動規範」については、新入社員研修など集合教育にて周知徹底を図っております。
・内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン規程」を制定しておりますが、当期の申請についてはありませんでした。
・内部監査室による業務監査により、当社及び子会社の業務執行状況の確認を行い、その結果については随時代表取締役社長に報告するとともに、年２回経営会議にて報告を行っております。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の議事録をはじめ、重要文書の管理、破棄などについては「文書保存規程」に基づき管理部にて適切に管理しております。

・取締役会の議案書、添付資料及び議事録は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の事業等のリスクとして一番重要であると認識している「食の安全性」については、「食品衛生法」に基づいた営業施設を準備し、同法の許可のもとで、魚介類、寿司を中心に販売する小売店及び飲食店を営業しております。その販売する商品に関しては、品質管理担当部門が定期的に安全性の確保、品質向上の点検を行っております。

・労働環境に関するリスクについては、毎月１回開催する取締役と労働組合との「労使協議会」や、各部門の責任者及び労働組合参加のもと定期的に開催する「安全衛生委員会」にて、労働環境の改善や労働安全について建設的な討議を行っております。

・また、不測の事態に備え制定している「緊急事態対策規程」の「緊急事態通報先一覧表」は迅速な情報伝達を可能とするべく、組織改定に合わせ随時変更しております。

・また、防災対策の一環として、店舗には防火管理者を配置するとともに、本社では年１回避難訓練を実施しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を毎月１回（５月は２回）開催するとともに、迅速な決議を必要とする案件が発生したため３月には臨時取締役会を開催しております。

・取締役会の決議により業務委嘱を受けた取締役は、原則月２回の業務執行取締役ミーティングを開催し、業務執行の意思決定を行っております。

・事業年度の予算については、３月の取締役会にて翌事業年度の予算案を決議し、その執行状況については、毎月経営会議にて子会社を含め報告を行っております。

⑤　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の代表取締役は、四半期に１回当社の取締役会にて業務執行状況を報告しております。

・子会社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼす重要案件については、事前に当社の承認を得ております。

・子会社の業務の状況については、当社の内部監査室が定期的に監査を行っております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役の業務においては、必要に応じて内部監査室及び経営企画室が、監査役の補助を行っております。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・監査役３名は毎月定例の取締役会に出席しております。
・常勤監査役は原則月２回開催される経営会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けております。
・会議の事務局である経営企画室は、重要な会議開催の日程を監査役に予め連絡し出席を依頼するとともに、取締役会、経営会議については事前に上程議案について通知しています。
・各取締役は、取締役会にて四半期に１回、業務委嘱事項に係る執行状況についての報告を行っております。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役と代表取締役社長との定期的会合を年２回実施しています。
・社外取締役及び社外監査役との情報共有化及び意見交換のため、四半期に１回「社外役員協議会」を開催しております。
・内部監査室との連携を図るため、四半期に１回ミーティングを開催しております。
・監査役は、当社の会計監査人であるひびき監査法人と内部監査室との連携を図るため、５回の「三様監査」を実施しております。
・監査役が会計監査内容について説明を受けるため、年１回監査報告会を開催するとともに、随時ミーティングを行い連携を図っております。

⑨　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに所定の手続きにより当該費用を支払っております。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制の整備

・毎年、６月度の取締役会にて、当該事業年度の「財務報告に係る内部統制構築の基本的計画及び方針」及び「対象となる評価範囲の選定」について決議しております。
・内部監査室は、内部監査活動の一環として財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、結果を代表取締役社長に報告しております。その結果については、６月に「内部統制報告書」としてとりまとめ、有価証券報告書とともに財務省関東財務局宛に提出しております。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

・当社は、取引先との契約に関し、反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込んだ上で締結しています。

・当社では、新規取引先との契約の際、事前にインターネット検索や日経テレコン21を活用して審査対象の情報を収集しております。

２．連結計算書類

(1) 連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,563,620	1,441,946	12,421,313	△600,153	14,826,726
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△821,585		△821,585
親会社株主に帰属する当期純利益			1,039,868		1,039,868
自己株式の取得				△337,857	△337,857
土地再評価差額金の取崩			△343,118		△343,118
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△124,835	△337,857	△462,693
当連結会計年度末残高	1,563,620	1,441,946	12,296,478	△938,011	14,364,033

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	424,204	△603,232	55,373	△7,860	△131,514	－	101,505	14,796,717
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△821,585
親会社株主に帰属する当期純利益								1,039,868
自己株式の取得								△337,857
土地再評価差額金の取崩								△343,118
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△407,447	343,118	△22,332	△172,819	△259,480	28,091	10,472	△220,916
当連結会計年度変動額合計	△407,447	343,118	△22,332	△172,819	△259,480	28,091	10,472	△683,609
当連結会計年度末残高	16,757	△260,113	33,041	△180,679	△390,995	28,091	111,977	14,113,107

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数	２社
・連結子会社の名称	ウオリキ・フレッシュ・インク 株式会社大田魚力

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

持分法の適用の範囲の変更

持分法適用関連会社であった松岡インターナショナル株式会社については、当社が保有する株式を全て売却したため持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価しております。

ロ．デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……当社は主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、国内連結子会社は先入先出法による原価法を、また、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。

貯蔵品……当社及び国内連結子会社は最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、また、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を、また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産……当社及び連結子会社は自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年又は５年）による定額法を採用しております。

ハ．長期前払費用……当社は均等償却をしております。

ニ．投資不動産……当社は定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した投資建物（投資建物附属設備を除く）については定額法、また、投資借地権については土地の賃借契約期間にわたる均等償却）を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金……当社は従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定率法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に計上しておりました「匿名組合投資利益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「匿名組合投資利益」は28,929千円であります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金	40,751千円

※なお、これに対応する担保に係る債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,650,089千円
(3) 投資不動産の減価償却累計額	271,043千円

(4) 資産に係る減損損失累計額

連結貸借対照表上、各資産の金額から直接控除しております。

(5) 事業用土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法」（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法を採用しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	120,091千円

(6) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	600,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	600,000千円

５．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
北上尾店（埼玉県上尾市）	店舗	建物	1,803
		工具器具備品	113
蒲田店（東京都大田区）	店舗	建物	824
		工具器具備品	2,701
渋谷東急本店（東京都渋谷区）	店舗	工具器具備品	2,773
港北店（神奈川県横浜市）	店舗	建物	1,847
		工具器具備品	470
武蔵小杉店（神奈川県川崎市）	店舗	建物	27,201
		工具器具備品	11,031
		長期前払費用	1,713
東小金井店（東京都小金井市）	店舗	建物	13,836
		構築物	11,745
		長期前払費用	324
合計			76,388

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。

主に収益性が継続的に悪化した店舗及び退店が決定した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、店舗の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,620千株	－千株	－千株	14,620千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	432千株	200千株	－千株	632千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得200千株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年５月８日取締役会	普通株式	539,118	38	平成27年３月31日	平成27年６月29日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	282,466	20	平成27年９月30日	平成27年11月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年５月６日取締役会	普通株式	利益剰余金	279,746	20	平成28年３月31日	平成28年６月30日

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に限定して運用することを社内規程で制限しております。資金運用については流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い金融資産での運用を原則とし、資金調達については営業活動による現金収入確保と金融機関より借入れる方針であります。デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券に区分される株式や株式投資信託等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、出店先である取引先企業に対し預託保証金である長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、ほとんど３ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替相場の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通貨オプション取引であり、為替相場の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、取引先ごとの回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても内規に従い、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財政状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、保有継続について定期的に検討を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に基づき、管理部長が経営会議の承認を得て行っております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,964,839	4,964,839	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,297,176		
貸倒引当金	△427		
	2,296,748	2,296,748	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,000	100,831	831
その他有価証券	5,674,537	5,674,537	－
(4) 長期貸付金	18,352	19,834	1,482
資産計	13,054,477	13,056,790	2,313
(1) 支払手形及び買掛金	1,507,020	1,507,020	－
(2) 未払金	825,483	825,483	－
(3) 未払法人税等	203,439	203,439	－
負債計	2,535,942	2,535,942	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価について、株式及び不動産投資信託等は取引所の価格によっており、債券は元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いて算定し、株式投資信託受益証券等はオープン基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、出店の際の預託保証金であります。この時価については、償還時の受取見込額を国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券（匿名組合出資金）	197,624
敷金及び保証金	999,861

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローがいつ発生するのかについての見積もりが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品であります。

8．資産除去債務に関する注記

当連結会計年度末（平成28年３月31日）

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

賃貸用不動産の借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を借地期間である30年と見積り、割引率は2.301％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,208千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	303千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	13,512千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

① 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない旨

当社が使用している店舗に関する建物及び構築物に係る資産除去債務は連結貸借対照表に計上しておりません。

② 当該資産除去債務の金額を連結貸借対照表に計上していない理由

当社が使用している店舗については、不動産賃貸借契約により退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、契約終了時に店舗の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて協議することとなるため、原状回復義務の履行時期及び除去費用の金額を合理的に見積ることが困難であります。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

③ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	998円98銭
(2) １株当たり当期純利益	73円77銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（重要な連結子会社の異動）

当社の連結子会社であるウオリキ・フレッシュ・インクは、平成28年４月25日開催の臨時株主総会において、伊藤忠商事株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、平成28年５月２日付で払込が完了いたしました。

この第三者割当増資により、当社の持分比率は75%から49%に減少するため、同社が連結子会社から持分法適用関連会社に異動いたします。

(1) 増資の目的

ウオリキ・フレッシュ・インクは、平成20年４月より米国での鮮魚卸売事業へ本格参入いたしました。

事業開始当初は、米国をはじめとする世界的な経済危機により営業損失を計上しておりましたが、日本食ブームの追い風もあり、設立２期目から売上高は順調に推移し５年目には大幅な営業利益を計上するまでに至りました。その後も北米市場の拡大とアメリカ西海岸進出により、売上高は設立当時の３倍まで拡大するなど成長を続けてまいりました。

今後米国への更なる事業拡大をめざす上では、鮮魚専門店として培ってきた当社の強みである水産物の仕入力に加え、大手総合商社として海外で幅広く事業展開している伊藤忠商事株式会社の流通・販売網を利用したビジネスモデルの構築を進めることが重要であるため、伊藤忠商事株式会社の出資比率を引き上げることといたしました。

(2) 当該子会社等の名称、事業内容

当該子会社等の名称：Uoriki Fresh, Inc.

事業内容：生鮮・冷凍水産物販売業

(3) 第三者割当増資の概要

払込期日	平成28年５月２日
発行株式数	14,149株
発行価額（１株当たり）	139USドル
発行価額の総額	1,966,711USドル
増資前の当社持分比率	75%
増資後の当社持分比率	49%

(4) 連結範囲の変更

当社は、上記の第三者割当増資によりウオリキ・フレッシュ・インクの保有割合が減少するため、翌連結会計年度においてウオリキ・フレッシュ・インクを連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社といたします。

（重要な子会社の設立）

当社は、平成28年３月22日開催の取締役会において、子会社の設立を決議し、平成28年４月１日に設立いたしました。

(1) 子会社設立の目的

当社は、最新の高速冷凍技術を持つ株式会社フードワークスと新会社を設立し、全国から仕入れた魚介類を高鮮度で凍結・加工した商品として、国内及び米国・東南アジアをはじめとする海外へ輸出販売することにより、日本の美味しい安心・安全な魚介類の普及を推進するものであります。

また、この新会社設立により、両社の国内・海外における事業の相乗効果を創出し、高鮮度凍結魚の事業基盤の強化を図るとともに、国内はもとより海外も含めた魚食、和食の普及に貢献することで、当社の企業価値向上をめざすものであります。

(2) 設立する子会社の概要

① 名称	株式会社シーフードワークス	
② 所在地	東京都立川市曙町二丁目８番３号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役　山田雅之	
④ 事業内容	高鮮度凍結魚・漬魚の製造加工、販売 惣菜・弁当の販売	
⑤ 資本金	60,000千円	
⑥ 設立日	平成28年４月１日	
⑦ 取得株式数	612株	
⑧ 取得価額	30,600千円	
⑨ 当社との関係	資本関係	当社の当該会社に対する持分比率は51%であります。
	人的関係	当該会社の代表取締役１名は当社の代表取締役副社長であり、取締役１名、監査役１名は当社の従業員であります。 また、当社従業員１名が当該会社へ出向いたします。
	取引関係	当社と営業上の取引を予定しております。

（自己株式の取得）

当社は、平成28年５月６日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものであります。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	250,000株（上限とする） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.79%）
(3) 株式の取得価額の総額	350,000千円（上限とする）
(4) 取得期間	平成28年５月９日～平成29年４月28日
(5) 取得方法	信託方式による市場買付

３．計算書類

(1) 株主資本等変動計算書

(平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,563,620	1,441,946	1,441,946	151,286	10,000,000	2,158,334	12,309,621	△600,153	14,715,033
当期変動額									
剰余金の配当						△821,585	△821,585		△821,585
当期純利益						964,005	964,005		964,005
自己株式の取得								△337,857	△337,857
土地再評価差額金の取崩						△343,118	△343,118		△343,118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△200,698	△200,698	△337,857	△538,555
当期末残高	1,563,620	1,441,946	1,441,946	151,286	10,000,000	1,957,636	12,108,922	△938,011	14,176,478

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	424,204	△603,232	△179,027	－	14,536,006
当期変動額					
剰余金の配当					△821,585
当期純利益					964,005
自己株式の取得					△337,857
土地再評価差額金の取崩					△343,118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△407,447	343,118	△64,329	28,091	△36,237
当期変動額合計	△407,447	343,118	△64,329	28,091	△574,793
当期末残高	16,757	△260,113	△243,356	28,091	13,961,213

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、匿名組合出資金については、当該匿名組合の直近決算期における純資産の当社持分割合で評価しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産……ソフトウエア（自社利用）については社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用……均等償却をしております。

④ 投資不動産……定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した投資建物（投資建物附属設備を除く）については定額法、また、投資借地権については土地の賃借契約期間にわたる均等償却）を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定率法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に計上しておりました「匿名組合投資利益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「匿名組合投資利益」は28,929千円であります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金	6,753千円

※なお、これに対応する担保に係る債務はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,512,658千円
(3) 投資不動産の減価償却累計額	271,043千円

(4) 資産に係る減損損失累計額

貸借対照表上、各資産の金額から直接控除しております。

(5) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	30,105千円

(6) 事業用土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法」（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法を採用しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	120,091千円

(7) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	600,000千円
借入実行残高	―千円
差引額	600,000千円

５．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	175,377千円
仕入高	100,886千円
営業取引以外の取引による取引高	22,291千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
北上尾店（埼玉県上尾市）	店舗	建物	1,803
		工具器具備品	113
蒲田店（東京都大田区）	店舗	建物	824
		工具器具備品	2,701
渋谷東急本店（東京都渋谷区）	店舗	工具器具備品	2,773
港北店（神奈川県横浜市）	店舗	建物	1,847
		工具器具備品	470
武蔵小杉店（神奈川県川崎市）	店舗	建物	27,201
		工具器具備品	11,031
		長期前払費用	1,713
東小金井店（東京都小金井市）	店舗	建物	13,836
		構築物	11,745
		長期前払費用	324
合計			76,388

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位に資産のグルーピングを行っております。

主に収益性が継続的に悪化した店舗及び退店が決定した店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、店舗の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため割引計算は行っておりません。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	432千株	200千株	－千株	632千株

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得200千株による増加分であります。

７．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
（流動資産）	
賞与引当金	48,405千円
未払事業税	16,037千円
その他	17,195千円
合計	81,638千円
（固定資産）	
退職給付引当金	82,049千円
未払役員退職慰労金	12,852千円
投資借地権	56,852千円
減価償却超過額	91,224千円
その他	6,286千円
合計	249,265千円
繰延税金資産合計	330,903千円
繰延税金負債	
（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	△7,388千円
繰延税金負債合計	△7,388千円
繰延税金資産の純額	323,514千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は16,788千円減少し、法人税等調整額が17,199千円、その他有価証券評価差額金が410千円、それぞれ増加しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	ウオリキ・フレッシュ・インク	（所有）直接　75.0%	資金の援助役員の兼任	商品の販売（注）１	175,377	関係会社売掛金	12,836
				資金の貸付（注）２	240,140	関係会社短期貸付金	337,740
						関係会社長期貸付金	394,030
				利息の受取	12,819	未収収益	12,016

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．商品の販売については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

２．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、担保は受け入れておりません。

９．資産除去債務に関する注記

当事業年度末（平成28年３月31日）

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

賃貸用不動産の借地契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を借地期間である30年と見積り、割引率は2.301％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,208千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円
時の経過による調整額	303千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	13,512千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

① 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

当社が使用している店舗に関する建物に係る資産除去債務は貸借対照表に計上しておりません。

② 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

当社が使用している店舗については、不動産賃貸借契約により退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、契約終了時に店舗の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて協議することとなるため、原状回復義務の履行時期及び除去費用の金額を合理的に見積ることが困難であります。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

③ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	996円12銭
(2) １株当たり当期純利益	68円39銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（重要な子会社の設立）

当社は、平成28年３月22日開催の取締役会において、子会社の設立を決議し、平成28年４月１日に設立いたしました。

(1) 子会社設立の目的

当社は、最新の高速冷凍技術を持つ株式会社フードワークスと新会社を設立し、全国から仕入れた魚介類を高鮮度で凍結・加工した商品として、国内及び米国・東南アジアをはじめとする海外へ輸出販売することにより、日本の美味しい安心・安全な魚介類の普及を推進するものであります。

また、この新会社設立により、両社の国内・海外における事業の相乗効果を創出し、高鮮度凍結魚の事業基盤の強化を図るとともに、国内はもとより海外も含めた魚食、和食の普及に貢献することで、当社の企業価値向上をめざすものであります。

(2) 設立する子会社の概要

① 名称	株式会社シーフードワークス	
② 所在地	東京都立川市曙町二丁目８番３号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役　山田雅之	
④ 事業内容	高鮮度凍結魚・漬魚の製造加工、販売 惣菜・弁当の販売	
⑤ 資本金	60,000千円	
⑥ 設立日	平成28年４月１日	
⑦ 取得株式数	612株	
⑧ 取得価額	30,600千円	
⑨ 当社との関係	資本関係	当社の当該会社に対する持分比率は51%であります。
	人的関係	当該会社の代表取締役１名は当社の代表取締役副社長であり、取締役１名、監査役１名は当社の従業員であります。 また、当社従業員１名が当該会社へ出向いたします。
	取引関係	当社と営業上の取引を予定しております。

（自己株式の取得）

当社は、平成28年５月６日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した柔軟な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものであります。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類　　当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数　　250,000株（上限とする）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.79%）

(3) 株式の取得価額の総額　　350,000千円（上限とする）

(4) 取得期間　　平成28年５月９日～平成29年４月28日

(5) 取得方法　　信託方式による市場買付

以　上